

水道料金及び下水道使用料の適正化について

[答申書抜粋]

水道は、市民の快適な生活環境を支える重要なライフラインとしてかかせないものであり、安全で良質な水道水を安定的に供給することが求められる。

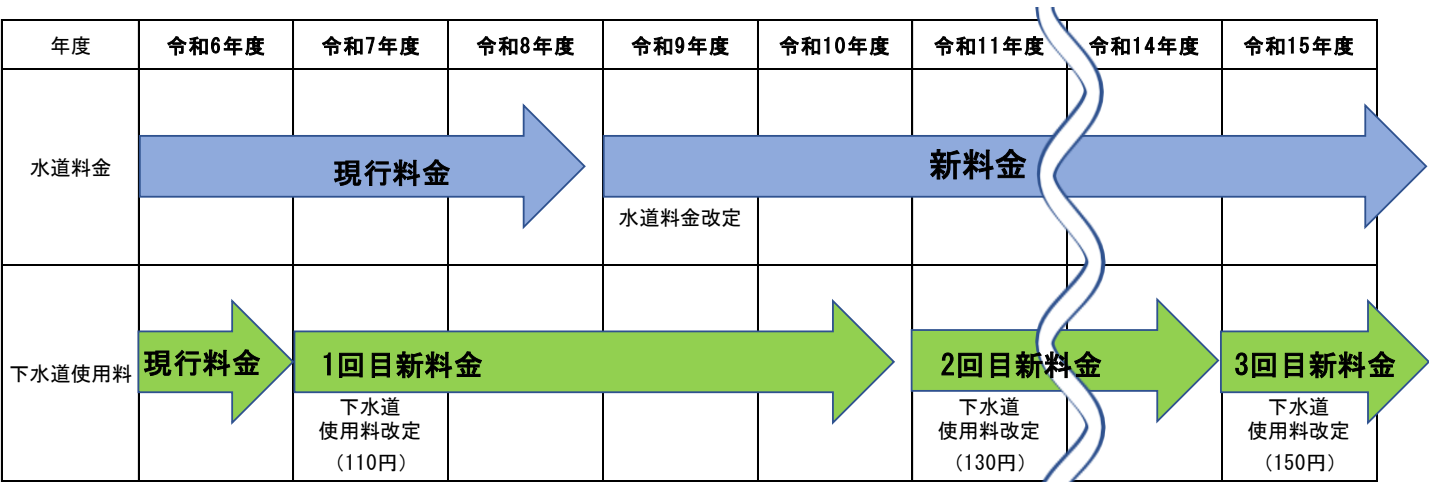
下水道については、欠かすことのできない重要な社会基盤として、公衆衛生の向上、生活環境の改善、都市の健全な発達、公共用水域の水質保全に貢献し、将来に渡り安定的に使用することが求められる。

そのためには、今後も経費削減などの経営努力を継続することが前提となるが、次の時期に改定するのが妥当であると判断した。

水道料金については、令和2年度に策定した経営戦略及び当審議会に資料として提出された「投資・財政計画」において、令和9年度に資金の不足が生じる見込みであることから、令和9年度が妥当である。

下水道使用料については、汚水処理費用を使用料収入で賄えていない経営状況は早急に改定が必要ではあるが、市民への周知期間の確保を考慮し、令和7年度が妥当である。

水道料金及び下水道使用料改定スケジュール



() 内は下水道使用料単価

水道料金表（現行）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

用途	基本水量	基本料金	従量料金（1㎡につき）	
			水量区分	料金
家事用 営業用 官公署用	5㎡以下	500円	5～10㎡	80円
			11～20㎡	105円
			21～30㎡	125円
			31～40㎡	160円
			41～50㎡	190円
			51㎡以上	215円
湯屋用	10㎡以下	900円	11㎡以上	90円
臨時用 （基本料金なし）	1㎡につき		215円	

メーター使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料	40円	60円	80円	100円	150円	400円	1,000円

※ 消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て

水道料金表（改定後）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

口径/用途	基本料金	従量料金（1㎡につき）	
		水量区分	料金
13mm	530円	0㎡超～5㎡以下	40円
20mm	550円	5㎡超～10㎡以下	84円
25mm	850円	10㎡超～20㎡以下	110円
30mm	1,270円	20㎡超～30㎡以下	131円
40mm	2,550円	30㎡超～40㎡以下	168円
50mm	3,570円	40㎡超～50㎡以下	200円
75mm	8,920円	50㎡超	226円
臨時用 （基本料金なし）	1㎡につき		226円

※ 消費税及び地方消費税を加算した後1円未満切り捨て



下水道使用料金表（現行）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

区分	基本排出量	基本使用料	超過使用料（1㎡につき）	
			超過排出量	使用料
一般用	5㎡以下	428円	6～10㎡	60円
			11～20㎡	78円
			21～40㎡	97円
			41～100㎡	117円
			101～500㎡	145円
			501㎡以上	184円
公衆浴場用	10㎡以下	364円	11～100㎡	一般用で算出した額の1/2
			101㎡以上	一般用で算出した額の1/4

※ 消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て

下水道使用料金表（改定後）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

区分	基本使用料			従量使用料（1㎡につき）			
	改定1回目	改定2回目	改定3回目	排出量	改定1回目	改定2回目	改定3回目
汚水	610円	800円	980円	0㎡超～5㎡以下	42円	47円	52円
				5㎡超～10㎡以下	62円	70円	78円
				10㎡超～20㎡以下	81円	91円	101円
				20㎡超～40㎡以下	101円	113円	126円
				40㎡超～100㎡以下	122円	136円	151円
				100㎡超～500㎡以下	151円	169円	188円
				500㎡超	191円	214円	238円

※ 消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て（2回目・3回目は1円未満切り捨て）

